

平成30年度心身障害者扶養保険資金 運用概況書

令和元年10月

独立行政法人福祉医療機構



1. 運用結果の概要（総括）

- 平成31年3月末の心身障害者扶養保険資金（以下「扶養保険資金」という。）の運用資産額は712億円となり、短期資産を含めた資産合計では743億円となりました。
- 平成31年3月末時点の各資産の構成割合は、全て基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっています。

（単位：百万円）

	平成31年3月末時点			基本ポートフォリオ	
	運用資産額	構成割合	乖離幅		乖離許容幅
国内債券	51,224	71.9%	▲ 2.6%	74.5%	±8%：66.5～82.5%
国内株式	6,739	9.5%	+ 1.0%	8.5%	±5%：3.5～13.5%
外国債券	6,218	8.7%	+ 0.2%	8.5%	±5%：3.5～13.5%
外国株式	7,021	9.9%	+ 1.4%	8.5%	±5%：3.5～13.5%
運用資産計	71,203	100.0%	—	100.0%	—
短期資産	3,057	—	—		
資産合計	74,260	—	—		

（注1）運用資産額は、未収収益及び評価損益を考慮した時価総額です。

（注2）各計数の単位未満を四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

1. 運用結果の概要（総括）

- 平成30年度の扶養保険資金の収益額は 15億54百万円、収益率は 2.14%となりました。
- 扶養保険資金の運用については、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）並みの収益率を確保することを目的としており、概ねベンチマーク収益率を確保しています。

（単位：百万円）

	平成30年度				ベンチマーク
	収益額	収益率	ベンチマーク 収益率	超過収益率	
国内債券	961	1.91%	1.89%	+ 0.02%	NOMURA-BPI総合
国内株式	▲ 300	▲4.77%	▲5.04%	+ 0.27%	TOPIX（配当込み）
外国債券	150	2.46%	2.46%	+ 0.00%	FTSE世界国債インデックス
外国株式	745	9.54%	10.14%	▲ 0.60%	MSCI KOKUSAIインデックス
運用資産計	1,555	—	—	—	—
短期資産	▲ 0	—	※超過収益率の主な要因 国内株式：過去の訴訟における損害賠償金額がファンドに入金されたため（一過性の要因） 外国株式：配当課税要因（ベンチマークは非課税扱いだが、当機構のファンドは課税扱いとなることから、税金による差が生じるため）		
資産合計	1,554	2.14%			

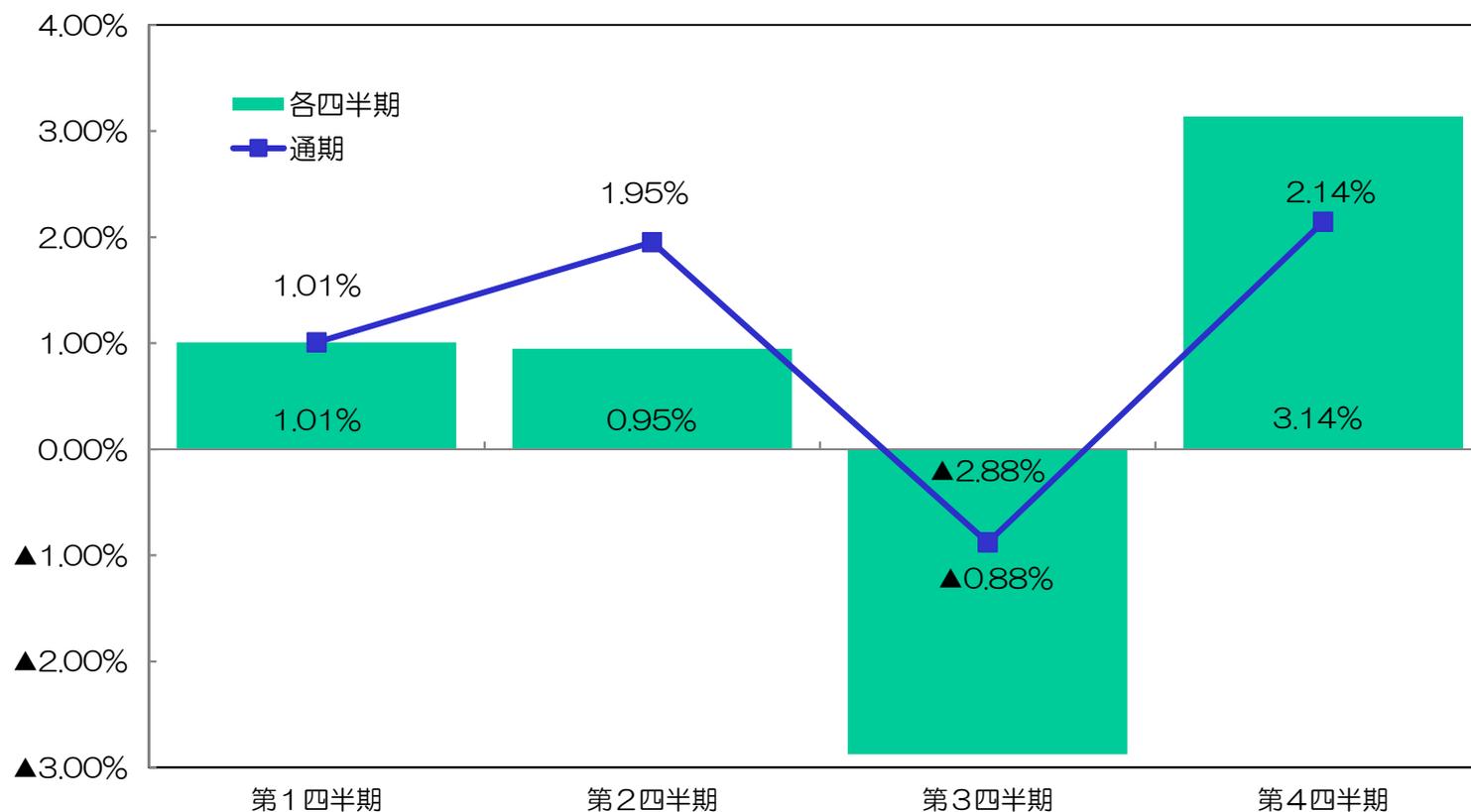
（注1）各運用資産の収益率は時間加重収益率、資産合計の収益率は修正総合収益率（信託報酬等控除前）です。

（注2）各計数の単位未滿を四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

2. 収益率

(1) 各四半期別収益率

平成30年度の資産合計の収益率（修正総合収益率、信託報酬等控除前）は、第3四半期はマイナスとなりましたが、その他の各四半期でプラスとなり、通期では2.14%（信託報酬等控除後では2.12%）となりました。



2. 収益率

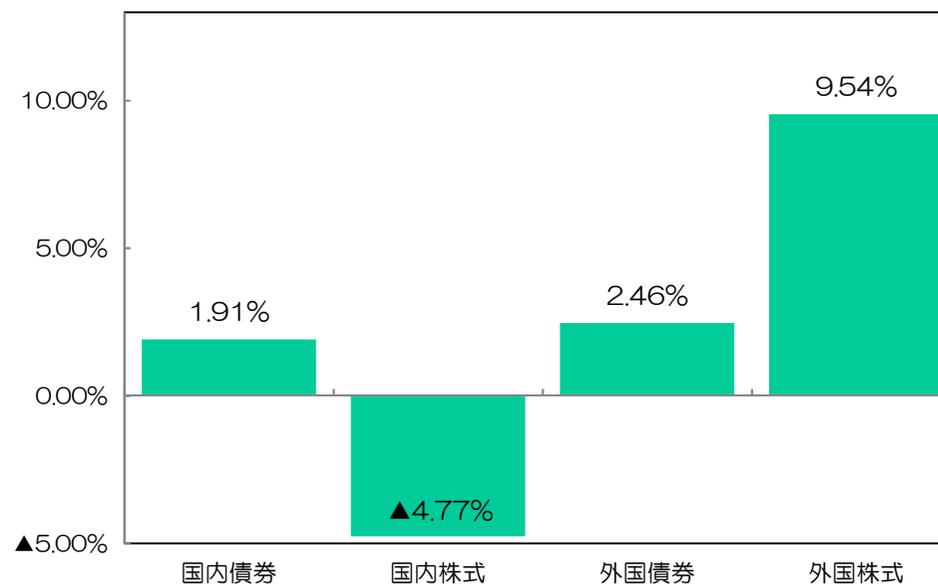
(2) 運用資産別収益率

平成30年度の各資産別収益率は、第2四半期では国内債券が、第3四半期では国内債券以外の資産がマイナスとなったものの、通期では国内株式以外の資産でプラスとなり、特に外国株式の収益率が大きなプラスとなりました。

【資産別収益率(四半期毎)】

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
国内債券	0.20%	▲0.95%	1.34%	1.32%	1.91%
国内株式	1.06%	5.92%	▲17.43%	7.74%	▲4.77%
外国債券	0.73%	1.43%	▲2.45%	2.81%	2.46%
外国株式	6.49%	7.90%	▲16.48%	14.15%	9.54%
資産合計	1.00%	0.95%	▲2.88%	3.14%	2.14%

【資産別収益率(通期)】



(注) 各運用資産の収益率は時間加重収益率、資産合計の収益率は修正総合収益率(信託報酬等控除前)です。

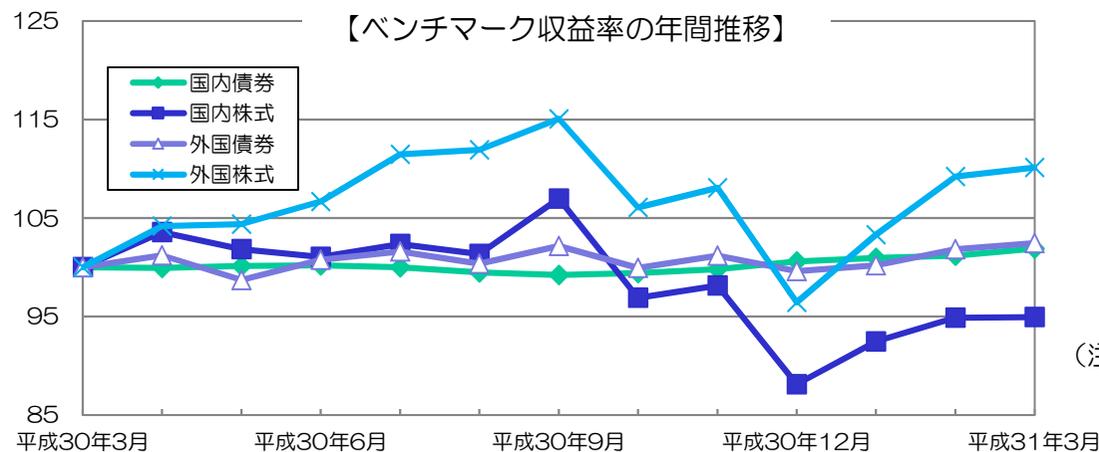
2. 収益率

(3) 運用受託機関収益率

運用受託機関（三井住友信託銀行）の運用資産別の収益率（時間加重収益率）等は、次表のとおりです。

	収益率 (A)	ベンチマーク 収益率 (B)	超過収益率 (A) - (B)	実績 トラッキングエラー
国内債券 (NOMURA-BPI総合)	1.91%	1.89%	+ 0.02%	0.03%
国内株式 (TOPIX (配当込み))	▲4.77%	▲5.04%	+ 0.27%	0.21%
外国債券 (FTSE世界国債インデックス)	2.46%	2.46%	0.00%	0.09%
外国株式 (MSCI KOKUSAIインデックス)	9.54%	10.14%	▲ 0.60%	0.08%

(注) 各計数の単位未満を四捨五入していますので、超過収益率と合わない場合があります。



(注) 平成30年3月末を100とした場合の推移です。

2. 収益率

(4) 直近5年間（平成26年度～平成30年度）の収益率の推移

- ① 直近5年間の資産合計の収益率（修正総合収益率）の推移は、次表のとおりです。
 なお、平成20年度の制度改正以降11年間の平均収益率は年率 2.94%となっています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	5年間 (年率)
資産合計	8.39%	1.26%	1.35%	3.48%	2.14%	3.29%

(注1) 収益率の平均は各年度の幾何平均（年率換算）です。

(注2) 収益率は信託報酬等控除前です。

- ② 直近5年間の運用資産別収益率（時間加重収益率）の推移は、次表のとおりです。

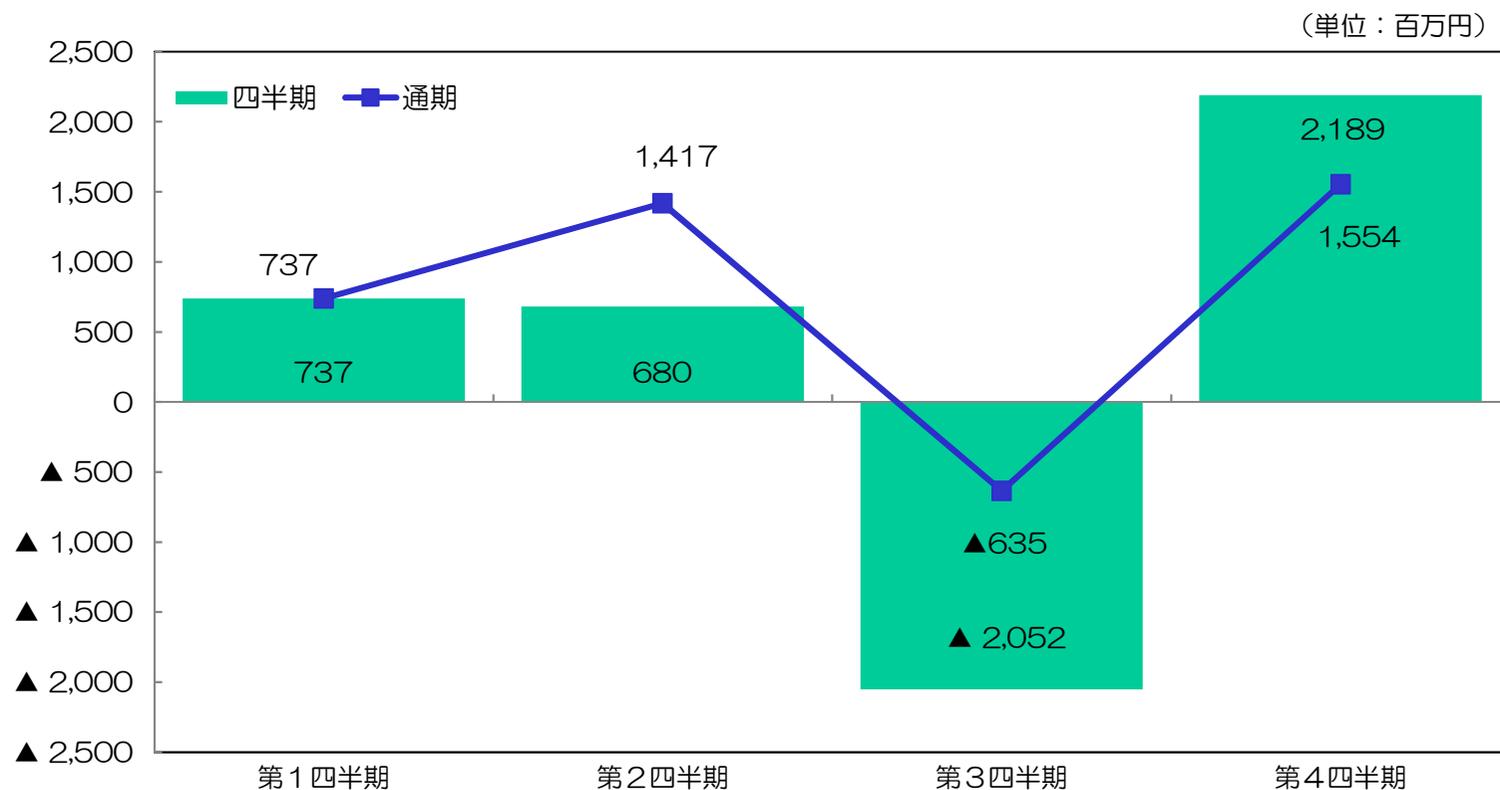
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	5年間 (年率)
国内債券	2.96%	5.44%	▲1.15%	0.91%	1.91%	1.99%
国内株式	30.73%	▲10.60%	14.83%	15.95%	▲4.77%	8.18%
外国債券	12.21%	▲2.74%	▲5.43%	4.19%	2.46%	1.96%
外国株式	23.31%	▲8.59%	14.02%	8.05%	9.54%	8.75%

(注) 収益率の平均は各年度の幾何平均（年率換算）です。

3. 収益額

(1) 各四半期別収益額

平成30年度の資産合計の収益額（総合収益額、信託報酬等控除前）は、第3四半期はマイナスとなりましたが、その他の各四半期でプラスとなり、通期では15億54百万円（信託報酬等控除後では15億26百万円）となりました。



3. 収益額

(2) 運用資産別収益額

平成30年度の各資産別収益額（信託報酬等控除前）は、第2四半期では国内債券が、第3四半期では国内債券以外の資産がマイナスとなったものの、通期では国内株式以外の資産でプラスとなり、特に国内債券及び外国株式の収益額が大きなプラスとなりました。

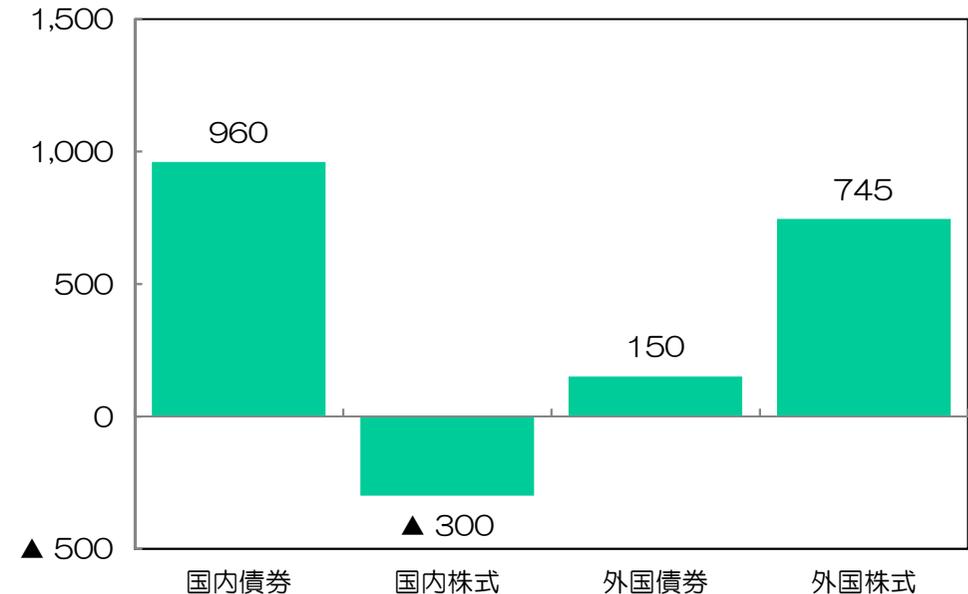
【資産別収益額(四半期毎)】

(単位：百万円)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通 期
国内債券	102	▲476	669	665	960
国内株式	85	450	▲1,320	484	▲300
外国債券	44	87	▲152	170	150
外国株式	506	619	▲1,250	870	745
資産合計	737	680	▲2,052	2,189	1,554

【資産別収益額(通期)】

(単位：百万円)



(注1) 各運用資産の収益額は信託報酬等控除前です。

(注2) 各計数の単位未満を四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

3. 収益額

(3) 直近5年間（平成26年度～平成30年度）の収益額の推移

直近5年間の運用資産別及び運用資産全体の収益額（信託報酬控除前）の推移は、次表のとおりです。

（単位：百万円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	5年間 累積額
国内債券	1,374	2,598	▲ 579	453	960	4,806
国内株式	1,808	▲ 816	971	1,171	▲ 300	2,835
外国債券	689	▲ 174	▲ 334	244	150	575
外国株式	1,826	▲ 699	910	610	745	3,392
運用資産計	5,697	910	969	2,478	1,554	11,608

（注1）収益額は信託報酬等控除前です。

（注2）各計数の単位未満を四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

4. 運用資産額

(1) 運用資産額及び構成割合

平成30年度末の運用資産額は、前年度末より9億37百万円減少し、712億3百万円となりました。

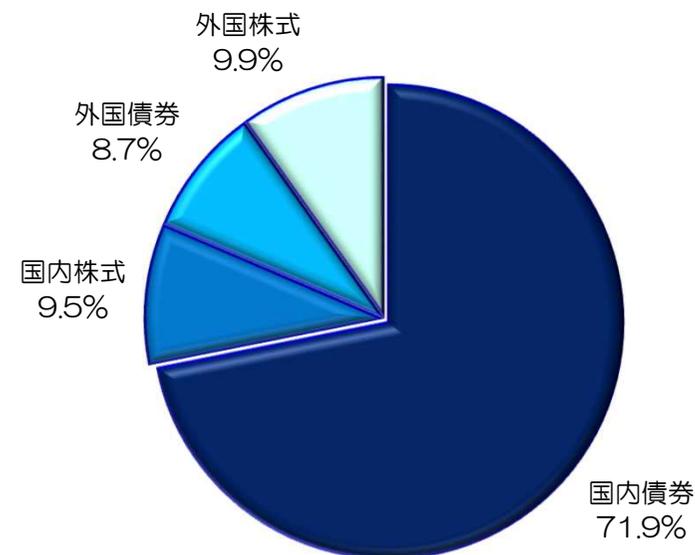
なお、年金給付保険金の支払額の不足に対応するため、運用資産を24億92百万円取り崩しました。（取り崩しの内訳：国内株式9億82百万円、外国株式15億10百万円）

【運用資産構成状況】

(単位：百万円)

	時価総額 (対前年度末増減)	構成割合 (乖離幅)	(参考) 基本ポートフォリオ (乖離許容幅)
国内債券	51,224 (+ 960)	71.9% (▲ 2.6%)	74.5% (± 8% : 66.5~82.5%)
国内株式	6,739 (▲ 1,283)	9.5% (+ 1.0%)	8.5% (± 5% : 3.5~13.5%)
外国債券	6,218 (+ 150)	8.7% (+ 0.2%)	8.5% (± 5% : 3.5~13.5%)
外国株式	7,021 (▲ 765)	9.9% (+ 1.4%)	8.5% (± 5% : 3.5~13.5%)
運用資産計	71,203 (▲ 937)	100.0%	100.0%

【運用資産構成割合】



(注1) 時価総額欄の金額は未収収益及び評価損益を考慮した額です。

(注2) 各計数の単位未満を四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

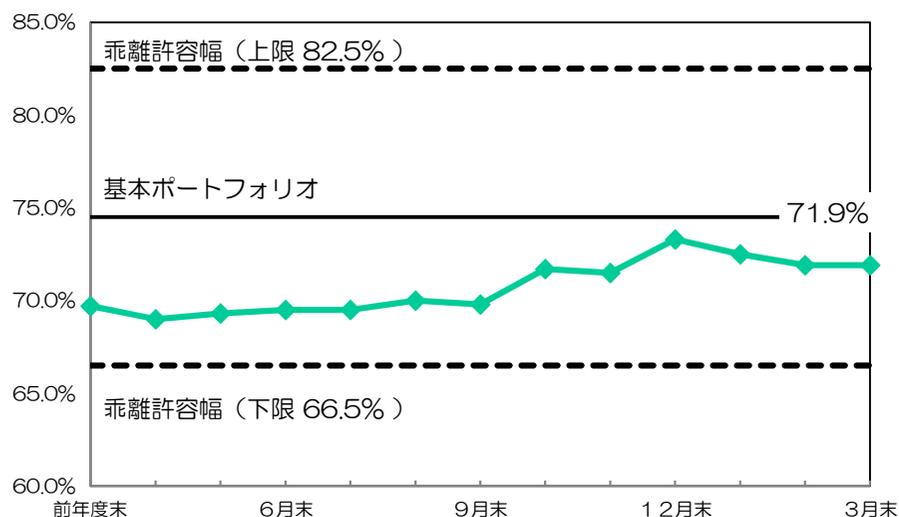
4. 運用資産額

(2) 基本ポートフォリオからの乖離状況

① 運用資産別の推移

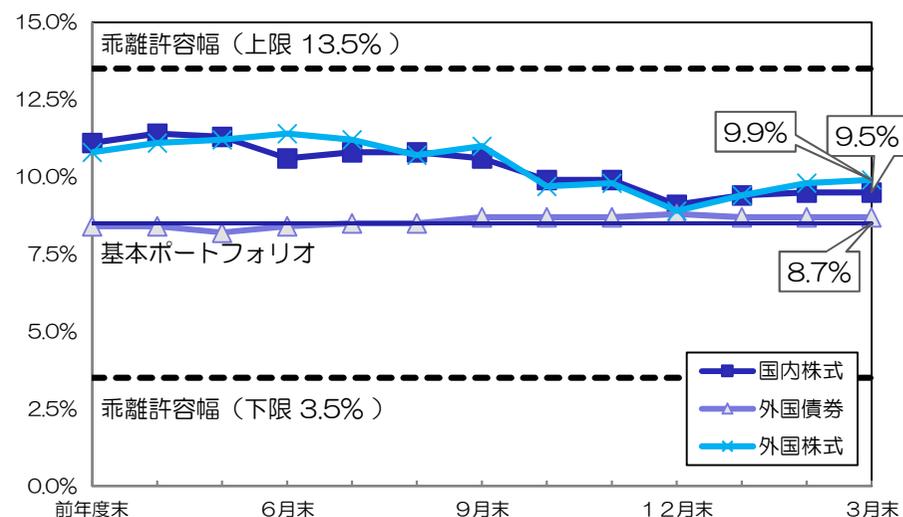
平成30年度は、各資産とも基本ポートフォリオの乖離許容幅内で推移しましたので、リバランスは行っていません。

【国内債券の乖離状況】(乖離許容幅±8%)



	構成割合	基本ポートフォリオ	乖離幅
国内債券	71.9%	74.5%	▲ 2.6%

【国内株式・外国債券・外国株式の乖離状況】(乖離許容幅±5%)



	構成割合	基本ポートフォリオ	乖離幅
国内株式	9.5%	8.5%	+ 1.0%
外国債券	8.7%	8.5%	+ 0.2%
外国株式	9.9%	8.5%	+ 1.4%

4. 運用資産額

② 短期資産の推移

平成30年度の短期資産（年金給付のための待機資金）の推移は、次表のとおりです。

（単位：百万円）

	収 入				支 出	収支差	短期資産残高
	保険金	特例保険金	運用資産取崩し	計 (A)	年金給付金 (B)	(A) - (B)	
平成29年度	7,550	4,600	1,133	13,283	13,709	▲ 426	2,837
平成30年4月	454	0	0	454	1,122	▲ 669	2,168
平成30年5月	435	0	0	435	1,147	▲ 712	1,457
平成30年6月	396	0	414	810	1,135	▲ 325	1,132
平成30年7月	508	104	524	1,135	1,131	4	1,136
平成30年8月	513	96	537	1,146	1,136	10	1,146
平成30年9月	597	0	568	1,165	1,145	20	1,151
平成30年10月	695	11	449	1,155	1,151	4	1,155
平成30年11月	823	2,655	0	3,478	1,155	2,323	3,478
平成30年12月	708	309	0	1,017	1,174	▲ 157	3,321
平成31年1月	505	304	0	809	1,177	▲ 369	2,952
平成31年2月	730	386	0	1,115	1,162	▲ 47	2,905
平成31年3月	610	737	0	1,346	1,180	166	3,057
合計	6,973	4,600	2,492	14,065	13,816	249	

（注1）保険金は月末に入金されます。また、年金給付金は月初に支出されます。

（注2）特例保険金は国・地方公共団体（都道府県・指定都市）からの公費による財政支援です。

（注3）各計数の単位未満を四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

4. 運用資産額

(3) 直近5年間（平成26年度～平成30年度）の運用資産額等の推移

直近5年間の運用資産額及び構成割合の推移は、次表のとおりです。

（単位：百万円）

	平成26年度末		平成27年度末		平成28年度末		平成29年度末		平成30年度末	
	時価総額	構成割合								
国内債券	47,792	66.9%	50,390	70.7%	49,811	70.4%	50,264	69.7%	51,224	71.9%
国内株式	7,694	10.8%	6,878	9.6%	7,401	10.5%	8,022	11.1%	6,739	9.5%
外国債券	6,332	8.9%	6,158	8.6%	5,824	8.2%	6,068	8.4%	6,218	8.7%
外国株式	9,661	13.5%	7,862	11.0%	7,759	11.0%	7,786	10.8%	7,021	9.9%
運用資産計	71,479	100.0%	71,289	100.0%	70,795	100.0%	72,140	100.0%	71,203	100.0%

（参考）

	平成26年度末		平成27年度末		平成28年度末		平成29年度末		平成30年度末	
	時価総額	構成割合								
運用資産計	71,479		71,289		70,795		72,140		71,203	
短期資産	3,935		2,985		3,292		2,837		3,057	
資産合計	75,414		74,274		74,088		74,977		74,260	

（注1）時価総額欄の金額は未収収益及び評価損益を考慮した額です。

（注2）各計数の単位未満を四捨五入していますので、合計と合わない場合があります。

参考資料

5. 心身障害者扶養保険制度における当機構の役割と運用見直し等

(1) 心身障害者扶養保険制度における当機構の役割

心身障害者扶養保険制度（以下「扶養保険制度」といいます。）は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者が死亡した場合などに障害者に終身年金を支給する任意加入の制度です。

これは、昭和45年、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的として創設されたものですが、一部の地方公共団体において独自に実施されていた同様の制度について、全国に普及させることにより、安定的かつ効率的な運用を図ることとしたものです。

当機構（心身障害者扶養保険事業）は、この地方公共団体（都道府県、指定都市）が加入者（保護者）に対して負う共済責任を保険しています。具体的には、当機構は、加入者を被保険者とし、当機構を保険金受取人とする「心身障害者扶養者生命保険契約書」を生命保険会社との間で締結しています。

この心身障害者扶養者生命保険契約により、当機構は、加入者から地方公共団体に納められた掛金の同額を、生命保険契約に対する保険料として、生命保険会社に支払います。

地方公共団体から、加入者の死亡又は重度障害を理由とした年金給付の請求があった場合、当機構は生命保険会社に対し、死亡保険金又は障害保険金を請求します。

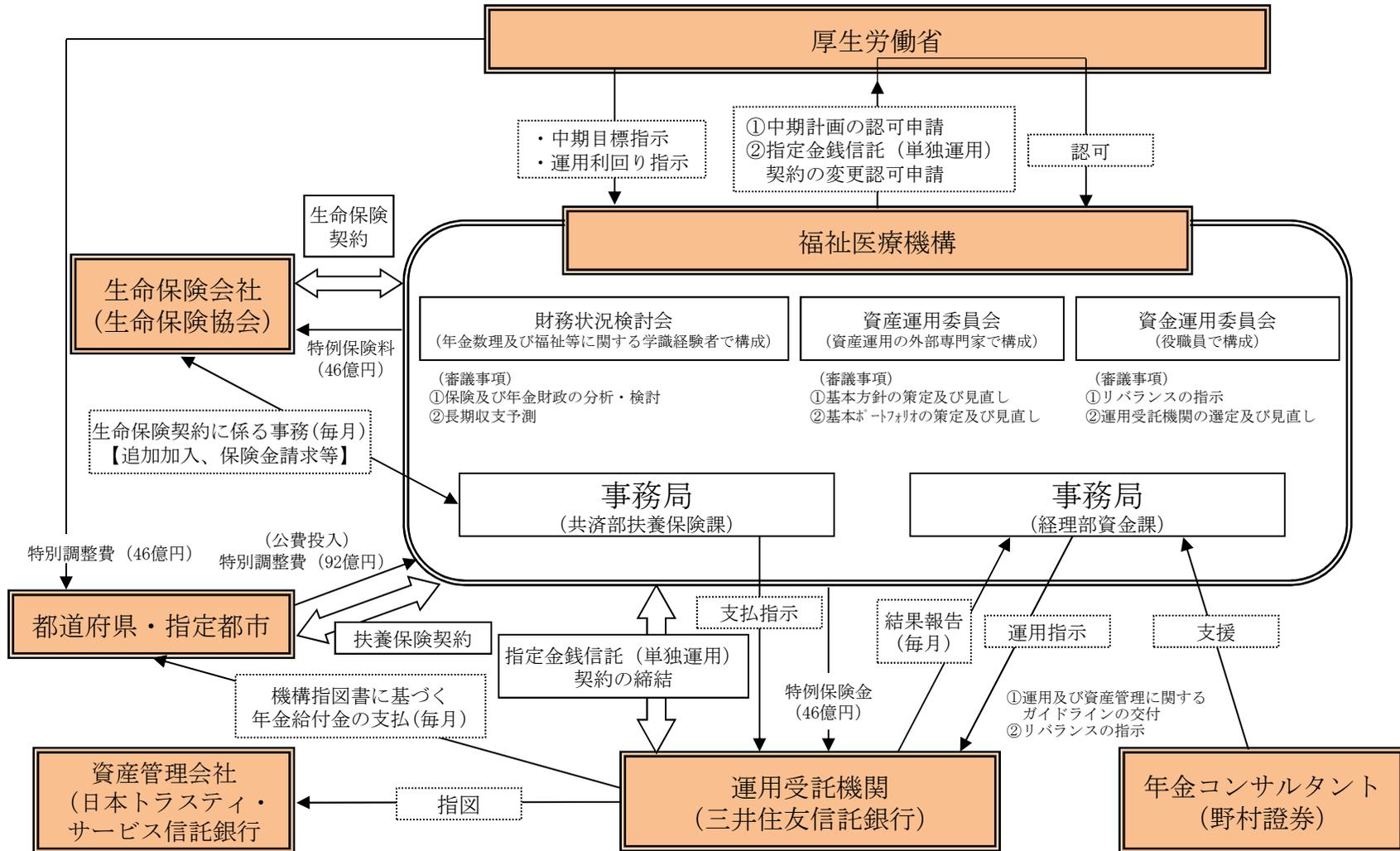
生命保険会社では、保険金支払いのための審査を行い、支払対象となるものに対して、死亡又は重度障害になった時点の制度で規定されている障害者の年齢に応じて保険金を当機構に支払うこととなります。

当機構が地方公共団体に対し、毎月支払う年金は、この保険金が原資となっています。

また、当機構は、生命保険会社から支払われた保険金を「指定金銭信託（単独運用）契約」をもって信託銀行で委託運用し、年金給付保険金の支払いに備えています。

5. 心身障害者扶養保険制度における当機構の役割と運用見直し等

(2) 扶養保険資金の運用を中心とした運営体制（平成30年度）



6. 第四期中期目標及び中期計画（心身障害者扶養保険事業関連）

（1）独立行政法人福祉医療機構中期目標（抜粋）

平成30年2月28日付厚生労働省発社援0228第19号指示

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努めること。

なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成19年度末までに加入した者の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。

（2）扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

6. 第四期中期目標及び中期計画（心身障害者扶養保険事業関連）

また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保すること。

② 運用におけるリスク管理

扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。

③ 運用に関する基本方針の見直し

運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。

④ 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。

なお、策定に際しては、以下の点に留意すること。

- 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。
- 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。

また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。

6. 第四期中期目標及び中期計画（心身障害者扶養保険事業関連）

（2）独立行政法人福祉医療機構中期計画（抜粋）

平成30年3月30日付厚生労働省発社援0330第13号認可

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努める。

（2）扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。

また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することとする。

6. 第四期中期目標及び中期計画（心身障害者扶養保険事業関連）

② 運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。

- 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。
- 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。

③ 運用に関する基本方針の見直し

運用に関する基本方針については、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。

④ 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とする。

なお、策定に際しては、以下の点に留意する。

- 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。
- 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。

また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。

7. 心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

平成27年4月1日
独立行政法人福祉医療機構

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人福祉医療機構法（以下「機構法」という。）第12条第5項に規定する心身障害者扶養保険資金（以下「扶養保険資金」という。）の運用に当たり、厚生労働大臣が指示する中期目標及び厚生労働大臣が認可する中期計画に基づき、以下のとおり運用に関する基本方針を定める。

I 基本的な考え方

1 基本原則

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、将来にわたって確実に年金給付することができるよう、安全かつ効率的な運用を基本として実施するものとする。

2 運用の目的

扶養保険資金の運用は、将来にわたって心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）の運営の安定に資する上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。

3 運用の目標

上記1、2に基づき、中期目標及び中期計画の定めるところにより、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とする。

7. 心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

4 資産構成

(1) 投資対象資産

扶養保険資金の運用における投資対象は、機構法第12条第6項に規定する次に掲げるものとする。

- ① 国債、地方債、政府保証債その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
- ② 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
- ③ 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託

(2) 基本ポートフォリオの策定

- ① 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）及び乖離許容幅は、以下のとおりとする。

【基本ポートフォリオ】

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
基本ポートフォリオ	74.5%	8.5%	8.5%	8.5%
乖離許容幅	±8%	±5%	±5%	±5%

（注） 目標収益率は、2.90%、標準偏差は、6.21%となっている。

- ② この基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなることを基本に、扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定することとしており、上記資産の他、年金給付に必要な流動性（現金等）を確保した短期資産を別途保有する。
- ③ 別途定めるリバランスルールに基づき、この基本ポートフォリオが維持されるよう管理する。
- ④ この基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行うこととし、必要に応じて見直しを行う。

7. 心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

(3) 基本的な運用手法

各資産ともパッシブ運用を中心として行うものとする。

5 情報公開の推進

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

II 委託運用

1 金銭信託による委託運用

機構は、信託業務を営む金融機関（以下「運用受託機関」という。）に金銭信託による運用を委託してこれを行うものとする。

(1) 運用受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル・手法を勘案して運用受託機関を選定し、各運用受託機関に、この基本方針、リバランスルール並びに運用及び資産管理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づく運用を指示する。

運用受託機関の選定に当たっては、当該運用受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②扶養保険資金の運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル・手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力及び経験、⑦公的年金等の資金運用の経験及び実績等を十分審査して選定する。

(2) 運用受託機関の評価

機構は、運用受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、原則として3～5年とする。

7. 心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

- ① 定量評価
定量評価に当たっては、各運用受託機関における資産全体（短期資産を除く。）の時間加重収益率と、各運用受託機関の複合ベンチマークとの差を比較する。
併せて、各資産別に、同一のベンチマークによって、運用受託機関ごとに比較する。
 - ② 定性評価
定性評価に当たっては、運用体制、運用方針、リスク管理体制、運用能力及び説明能力を評価項目とし、運用スタイル・手法と実際の投資行動との整合性について検証する。併せて、報告書やミーティングを通じて、扶養保険資金の運用に対する理解と関心についても評価を行う。
- (3) 運用受託機関の資産配分変更等
- ① 機構は、評価結果に基づいて、運用受託機関への資産配分の変更、契約の変更、解除を行う。
 - ② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分の変更、契約の変更、解除を行うことがある。
 - ③ 市場価格の大幅な変動により、扶養保険資金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、運用受託機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分の変更、契約の変更、解除等を行うことがある。
 - ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は扶養保険資金管理上必要が生じた場合には、扶養保険資金の安全性確保のため、資産配分の変更、契約の変更、解除を行うことがある。
- (4) 運用受託機関の責務及び目標等
- ① 運用受託機関は、善良なる管理者の注意をもって、扶養保険資金の利益に対して忠実に最善の努力を果たす義務を負う。

7. 心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

- ② 運用受託機関は、法令を遵守するとともに、その確保のための体制整備等に努めるものとする。
 - ③ 機構は、運用受託機関に対して、この基本方針、リバランスルール及びガイドラインを文書で通知し、運用受託機関は、これを遵守するものとする。
 - ④ 運用受託機関は、資産区分ごとの運用方針及びそれに基づく運用スタイル・手法を機構に対して明示し、これを変更する場合には、機構に文書で通知し、協議を行う。
 - ⑤ 運用受託機関は、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とする。
 - ⑥ 運用受託機関は、扶養保険資金の運用に関する報告書（パフォーマンス状況、資産構成割合状況、運用方針等）及び扶養保険資金の管理に関する報告書（残高状況、損益状況（未収に係るものを含む。）、取引状況、費用状況等）を、少なくとも毎月1回機構へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、機構からの指示を受け、その結果を報告する。
 - ⑦ 機構と運用受託機関は、原則として四半期ごとにミーティングを行い、扶養保険資金の運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。その他、機構と運用受託機関は、必要に応じ、情報交換、協議を行う。
- (5) 資産運用上の遵守事項
- ① 運用受託機関は、扶養保険資金の価値を維持し、より高い運用収益を確保するために、必要に応じて株主議決権を行使するものとする。
機構は、運用受託機関に対し、株主議決権の行使状況の報告を求めることができるものとする。

7. 心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

- ② 運用受託機関は、扶養保険資金の運用に当たり、ガイドラインで指定された資産区分に従って、余裕資金は最小限とする。
- ③ 運用受託機関は、有価証券等の売買を執行する場合は、各取引における執行コストが最も有利になるように、証券会社等の選定及び取引手法の選択を行い執行する。
- ④ ベンチマークは、原則として各資産に対し次の指標を用いることとする。
 - ・国内債券：NOMURA-BPI総合
 - ・国内株式：TOPIX（配当込み）
 - ・外国債券：シティ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算）
 - ・外国株式：モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI） KOKUSAI（配当込み、税引前、円貨換算）
 - ・短期資産：有担保コールレート（翌日物）

（6）資産管理上の留意点

運用受託機関は、受託資産を自己の資産から明確に区分して管理するとともに、保有有価証券の保管及び資金の決済業務に当たっては、細心の注意を払うものとする。また、再保管先の選択に当たっては、信用リスク、事務管理能力及びコスト等に十分留意するものとする。

Ⅲ 運用管理体制

1 運用管理体制の整備、充実

（1）扶養保険資金の運用に係る業務は、機構の経理部資金課が行う。

（2）当該課においては、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、資産運用の専門的知識を持った人材の育成に努める。併せて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化及びコストの削減に努める。

7. 心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

2 委員会の設置

- (1) この基本方針等の重要事項を審議することを目的として、資産運用に精通した外部専門家により構成される心身障害者扶養保険資産運用委員会（以下「資産運用委員会」という。）を設置する。

- (2) 運用受託機関の選定及び見直し並びにリバランスルールに基づく指示等を審議することを目的として、機構の各担当理事、職員により構成される心身障害者扶養保険資金運用委員会を設置する。

IV 基本方針の変更

この基本方針は、前提条件に大きな変化が生じた場合に検証を加えることとし、資産運用委員会の審議を経て、変更できるものとする。

8. 厚生労働大臣が指示する中期目標期間の運用利回り

独立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）において厚生労働大臣が別途指示する運用利回りについて

平成30年2月28日付厚生労働省障発0228第7号

独立行政法人福祉医療機構に指示する中期目標（平成30年2月28日厚生労働省発社援0228第19号）において厚生労働大臣が別途指示する運用利回りは年1.5%とし、平成30年4月1日から適用することとする。

9. 心身障害者扶養保険資産運用委員会運営要領

平成19年7月26日細則 第3号

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人福祉医療機構業務方法書(以下「業務方法書」という。)第41条の2第1項の規定に基づき、心身障害者扶養保険資産運用委員会(以下「資産運用委員会」という。)の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 資産運用ことができる。委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、経済、金融等に関する学識経験のある者のうちから、独立行政法人福祉医療機構理事長(以下「理事長」という。)が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

2 委員は、再任される

3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第5条 資産運用委員会に互選による委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長は、会務を総理し、資産運用委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長代理がその職にあたる。

9. 心身障害者扶養保険資産運用委員会運営要領

(審議等事項)

第6条 資産運用委員会は、業務方法書第41条の2第2項に掲げる事項について審議するほか、次の各号に掲げる事項について、道場第3項の規定に基づき理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は理事長に建議することができる。

- (1) リバランスルールに関する事項
- (2) 運用先(運用委託機関及び資産管理機関)の選定に関する事項
- (3) 運用実績に関する事項
- (4) その他運用に関し必要と認める事項

(議事)

第7条 資産運用委員会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 資産運用委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(役職員等の出席)

第8条 独立行政法人福祉医療機構の役職員等は、資産運用委員会に出席し意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 資産運用委員会に関する庶務は、経理部資金課が行う。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、議事の手続その他資産運用委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この細則は、平成19年7月26日から実施する。

10. 心身障害者扶養保険資産運用委員会

資産運用委員会委員（令和元年10月現在）

氏名	所属・職名
臼杵 政治	名古屋市立大学大学院経済学研究科 教授
荻島 誠治	野村證券（株） フィデューシャリー・サービス研究センター フィデューシャリー・マネジメント部長
鹿毛 雄二	アセットマネジメントOne株式会社取締役 監査等委員
府川 哲夫	特定非営利活動法人福祉未来研究所代表
三石 博之	年金積立金管理運用独立行政法人理事

（※）五十音順・敬称略。◎は委員長、○は副委員長。

1 1. 株主議決権の行使状況

運用受託機関における株主議決権の行使状況は、次のとおりです。

(1) 国内株式の状況（平成30年4月～平成31年3月）

（単位：議案数、割合）

議案	会社機能に関する議案					役員報酬等に関する議案				資本政策に関する議案 (定款変更に関する議案を除く)			定款変更に関する議案	買収防衛策		その他議案	合計	
	取締役の選任	監査役の選任		会計監査人の選任	役員報酬	役員賞与	退任役員の退職慰労金の贈呈	ストックオプションの付与	剰余金の配当	自己株式取得	合併・営業譲渡・譲受、会社分割等	事前警告型買収防衛策		信託型ラップラン				
		うち社外取締役	うち社外監査役															
行使総件数	15,892	4,488	1,783	1,224	39	461	163	180	108	1,437	2	121	566	53	0	8	20,813	
会社提案	計	15,858 (100.0%)	4,475 (100.0%)	1,778 (100.0%)	1,221 (100.0%)	39 (100.0%)	459 (100.0%)	163 (100.0%)	180 (100.0%)	108 (100.0%)	1,428 (100.0%)	1 (100.0%)	121 (100.0%)	474 (100.0%)	53 (100.0%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)	20,669 (100.0%)
	賛成	12,693 (80.0%)	3,528 (78.8%)	1,592 (89.5%)	1,036 (84.8%)	39 (100.0%)	405 (88.2%)	96 (58.9%)	105 (58.3%)	81 (75.0%)	1,348 (94.4%)	1 (100.0%)	121 (100.0%)	462 (97.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (42.9%)	16,946 (82.0%)
	反対	3,165 (20.0%)	947 (21.2%)	186 (10.5%)	185 (15.2%)	0 (0.0%)	54 (11.8%)	67 (41.1%)	75 (41.7%)	27 (25.0%)	80 (5.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (2.5%)	53 (100.0%)	0 (0.0%)	4 (57.1%)	3,723 (18.0%)
株主提案	計	34 (100.0%)	13 (100.0%)	5 (100.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	92 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	144 (100.0%)
	賛成	1 (2.9%)	1 (7.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (4.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (4.2%)
	反対	33 (97.1%)	12 (92.3%)	5 (100.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (88.9%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	88 (95.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	138 (95.8%)

(注1) 行使総件数は、不行使件数を含みません。

(注2) 反対には一部反対を含みます。

(注3) () 内は各議案の計に対する割合です。

12. 株主議決権の行使状況

(2) 外国株式の状況（平成30年4月～平成31年3月）

（単位：議案数、割合）

議案	会社機能に関する議案				役員報酬等に関する議案				資本政策に関する議案 (定款変更に関する議案を除く)				定款変更に関する議案	買収防衛策		その他の議案	合計	
	取締役の選任	うち社外取締役	監査役の選任	うち社外監査役	会計監査人の選任	役員報酬	役員賞与	退任役員の退職慰労金の贈呈	ストックオプションの付与	剰余金の配当	自己株式取得	合併・営業譲渡・譲受、会社分割等		事前警告型買収防衛策	信託型ライツプラン			
行使総件数	8,194	0	1	0	884	981	11	0	231	163	203	549	162	156	0	866	12,401	
会社提案	計	8,167 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	884 (100.0%)	938 (100.0%)	11 (100.0%)	0 (0.0%)	231 (100.0%)	163 (100.0%)	203 (100.0%)	543 (100.0%)	81 (100.0%)	148 (100.0%)	0 (0.0%)	592 (100.0%)	11,962 (100.0%)
	賛成	7,876 (96.4%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	882 (99.8%)	836 (89.1%)	10 (90.9%)	0 (0.0%)	195 (84.4%)	163 (100.0%)	188 (92.6%)	475 (87.5%)	77 (95.1%)	143 (96.6%)	0 (0.0%)	568 (95.9%)	11,414 (95.4%)
	反対	291 (3.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	102 (10.9%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	36 (15.6%)	0 (0.0%)	15 (7.4%)	68 (12.5%)	4 (4.9%)	5 (3.4%)	0 (0.0%)	24 (4.1%)	548 (4.6%)
株主提案	計	27 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	43 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	81 (100.0%)	8 (100.0%)	0 (0.0%)	274 (100.0%)	439 (100.0%)
	賛成	22 (81.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (51.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	71 (87.7%)	7 (87.5%)	0 (0.0%)	190 (69.3%)	318 (72.4%)
	反対	5 (18.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	21 (48.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (12.3%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)	84 (30.7%)	121 (27.6%)

(注1) 行使総件数は、不行使件数を含みません。

(注2) 反対には一部反対を含みます。

(注3) () 内は各議案の計に対する割合です。

13. 心身障害者扶養保険資金にかかる運用受託機関の状況

(1) 運用受託機関の格付

	R&I	JCR	S&P	Moody's	Fitch
三井住友信託銀行	A+	AA-	A	A1	A-
みずほ信託銀行	AA-	AA	A	A1	A-
三菱UFJ信託銀行	AA-	AA	A	A1	A

(注) 格付は、令和元年9月末時点。

(参考) 持ち株会社の格付等

三井住友トラスト・ホールディングス	A	AA-	-	-	-
みずほフィナンシャルグループ	A+	AA-	A-	A1	A-
三菱UFJフィナンシャルグループ	A+	AA-	A-	A1	A

(注) 格付は、令和元年9月末時点。

(2) 運用受託機関の損益及び財務の状況

	損益の状況			財務の状況	
	実質業務実績	経常利益	当期純利益	不良債権 (開示債権比率)	自己資本比率
三井住友トラスト・ホールディングス	2,822億円	2,564億円	1,738億円	0.30%	16.77%
みずほフィナンシャルグループ	3,933億円	6,141億円	965億円	0.62%	18.85%
三菱UFJフィナンシャルグループ	10,785億	13,480億円	8,726億円	0.62%	16.03%

(注1) 損益の状況は平成30年度、財務の状況は平成31年3月末時点。

(注2) 不良債権（開示債権比率）は単体であり、その他は連結です。